

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)

お知らせ

- 市議会新役員(敬称略)
 ◎委員長 ○副委員長
 総務協働委員会
 ◎森口達也 ○伊藤恵子 日比野郁郎
 宇藤久子 加藤則之 上野聡久
 加藤哲司
 厚生病院委員会
 ◎安井貴仁 ○沖 廣 本田雅英
 後藤敏夫 西山良夫 山田真功
 太田幸江
 文教建設委員会
 ◎大鹿一八 ○服部哲也 垣見信夫
 長尾日出男 小山高史 垣見啓之
 議会運営委員会
 ◎垣見信夫 ○長尾日出男 日比野郁郎
 伊藤恵子 大鹿一八 加藤則之
 森口達也
 海部地区環境事務組合議会議員
 宇藤久子 上野聡久

▽専決第一号
 専決処分承認について(津島市市税
 条例等の一部を改正する条例)
 地方税法等の一部改正に伴い、津島
 市市税条例等の一部を改正したため報
 告し、承認を求めます。
承認

▽議案第42号
 津島市監査委員の選任について
 山田真功氏を選任し、同意を求める
 ものです。
同意

第57回水道週間
 6月1日(月)～7日(日)
カラカラで 蛇口に飛び込む 僕のお
 水道に関するアンケートを市役所、
 神守支所、神島田連絡所で行います。皆
 さまのご協力をお願いします。
 問合せ 上下水道部管理課管理G
 内線2441・2442

犬・猫の飼い主の方へ
犬・猫のフンで困っている方がたくさん
います。

散歩中に出たフンは、必ず持ち帰って
 処分しましょう。「飼犬を伴う散歩に関
 する条例」では、飼い主の義務を定めて
 います。
 ・公共の場所を犬のフンで汚さない。
 ・犬のフンを処理するための袋などを
 携帯すること。
 また、猫は家の中で飼育し、近隣に迷
 惑をかけないようにしましょう。

一時避難所協定企業等について

市内の企業等の協力を得て、一時避
 難所が20カ所になりました。災害時の

校区	一時避難所企業等	所在地
東	いちい信用金庫	東柳原町1丁目
	長田廣告 株式会社	東柳原町5丁目
	株式会社 野田塾	西柳原町3丁目
	株式会社 義津屋(本店)	大字津島
西	株式会社 綿新商店	今市場町4丁目
	あいち海部農業協同組合	大縄町9丁目
北	有限会社 辰栄製作所	江東町2丁目
	株式会社 義津屋(ポナンザパーキング)	藤浪町1丁目
神守	株式会社 義津屋(北テラス)	片岡町
	ナビシティ津島	宇治町
	株式会社 TDEC	越津町
	西尾張シーエーティーヴィ 株式会社	百島町
蛭間	海部東農業協同組合	神守町
	株式会社 パックタケヤマ	蛭間町
高台寺	株式会社 新弘	大坪町
	中北薬品 株式会社	白浜町
	ニューコーポ金柳1番館	金柳町
	ニューコーポ金柳2番館	金柳町
神島田	株式会社 名光精機	鹿伏兎町
	社会福祉法人愛燦会(あいさんテラス)	中一色町

避難所としてご確認ください。
 問合せ 地域・安全課防災G
 内線22322

**犬の登録と狂犬病予防注射は、狂犬病
 予防法による飼い主の義務です。**

・生後91日以上の犬は、登録を受ける
 こと。
 ・狂犬病予防注射は、毎年受けること。
 ・飼い犬の鳴き声が近隣に迷惑をかけて
 いる事があります。
 無駄にほえたりしないようにしつけ
 をしましょう。

しつけに関する相談は、愛知県動物
 保護管理センター(☎058661-78125
 95)まで。
 飼い主として責任を持ちましょう。
 問合せ 生活環境課環境保全G
 内線22333



市・県民税の納税通知書の発送日

平成27年度市・県民税の納税通知書の発送日は6月10日となります。

※会社等から支払われる給与から天引きで納める方の場合は、5月11日に会社等の給与担当者あてに「税額通知書」を発送しました。

問合せ 税務課市民税G

内線2201～2204

市・県民税の減免を受ける方は、納付前に手続きを

次の減免理由に該当する方は納付前に申請手続きをしてください。(申請期日を過ぎた場合や、既に納付した税額については減免できません)

対象

- 1 6月30日現在において平成27年の所得が平成26年の所得に比べ2分の1以下に減少する方で、平成26年の所得が200万円以下の方
- 2 生活保護を受給されている方
- 3 6カ月以上長期療養を要する方で、平成26年の所得が130万円以下の方
- 4 1月2日以後に死亡した方のうち、平成26年の所得が200万円以下の方
- 5 雇用保険法の基本手当の受給資格がある方で、扶養する親族などがあり、平成26年の所得が200万円以下の方
- 6 震災、風水害、火災その他これらに

類する災害により被害を受けた方
7 障がい者、未成年者、寡婦、被爆者などで、平成26年の所得が、135万円以下の方

8 障がい者などで市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻のうち、平成26年の所得が135万円以下の方

9 勤労学生で、所得割を課されない方

申請期日

- 1 に該当する方：7月30日(木)
- 2 ～6 に該当する方

減免理由の発生の日から30日を経過した日、または最初に到来する納期限のいずれか遅い日

7～9に該当する方：6月30日(火)

申請場所 税務課市民税G(市役所2階)

該当項目により、必要な添付書類や減免額が異なりますので、詳しくはご相談ください。

問合せ 税務課市民税G

内線2201～2204

平成27年度市・県民税の主な変更点

上場株式等に係る譲渡所得等および配当所得に対する軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。

		平成22年度～26年度	平成27年度～
譲渡	金融商品取引業者等を通じた譲渡等	3%(市民税1.8%、 県民税1.2%) 所得税7%	5%(市民税3%、 県民税2%) 所得税15%
	上記以外	5%(市民税3%、 県民税2%) 所得税15%	
配当		3%(市民税1.8%、 県民税1.2%) 所得税7%	5%(市民税3%、 県民税2%) 所得税15%

※平成49年分までの所得税には、復興特別所得税(税率2.1%)が併せて徴収されます。

住宅借入金等特別控除の延長・拡充

市・県民税の住宅借入金等特別控除の適用期間が4年間(平成26年1月1日～平成29年12月31日)延長され、さらに平成26年4月1日以降に居住を開始した場合の控除限度額が9万7500円から13万6500円に引き上げられます。

※市・県民税の住宅借入金等特別控除は、所得税額から控除しきれない場合に、控除限度額以下の範囲で控除を受けることができます。

※平成26年4月1日～平成29年12月31日の控除限度額は、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が、8%または10%である

		現 行	延長・拡充	
居住年月日	～平成25年 12月31日	平成26年1月1日～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日～ 平成29年12月31日	
控除限度額	所得税の課税総 所得金額等×5% (最高97,500円)	所得税の課税総 所得金額等×5% (最高97,500円)	所得税の課税総 所得金額等×7% (最高136,500円)	

場合に限られ、それ以外の場合ににおける控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高9万7500円)となります。

問合せ 税務課市民税G

内線2201～2204

市青少年体験活動ボランティア活動支援センターのご案内

日時 市役所開庁日の午前8時30分～午後5時15分

場所 社会教育課内

内容 青少年の健全な育成のための、様々な自然・社会体験やボランティア活動の相談・情報提供

問合せ 市青少年体験活動ボランティア活動支援センター(社会教育課生涯学習G内) 内線22003

「子どもの人権110番」強化週間
6月22日(月)～28日(日)

強化週間中は、相談時間を延長し、全国一斉に電話相談に応じます。

相談時間

平日 午前8時30分～午後7時
土日曜日 午前10時～午後5時

※強化週間以外は平日の午前8時30分～午後5時15分

内容 いじめ・虐待など、子どもの人権にかかわる悩みごと、心配ごとなどの相談

※相談内容の秘密は固く守られます。ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

相談専用電話

☎0120-007-1110

問合 名古屋法務局人権擁護部

☎052-9952-8111

内線1450



佐織特別支援学校高等部教育相談会

対象 平成28年度に、佐織特別支援学校高等部に入学を検討しているお子さんとその保護者の方

開催日 6月17日(水)

場所 佐織特別支援学校(愛西市西川端町)

※開催日以外の日にも随時相談に応じます。

申込・問合 佐織特別支援学校

☎37-2061

暴走族追放強調月間

6月1日(月)～30日(火)

暴走をしない、させない、見に行かない

騒音や交通の妨害、交通事故の誘発など、暴走行為は、大きな危険をともなう迷惑行為です。

家庭や学校、職場などの地域全体が一丸となって「暴走族を許さない環境づくり」に取り組みしましょう。

問合

地域・安全課地域コミュニティG

内線23662

市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G) 内線22883

児童手当の現況届

現在、手当を受けている方は、前年の所得状況や児童の養育状況等を確認するため、現況届の提出が必要となります。次のとおり手続きをしてください。

※所得が一定額以上の場合、手当額が変更になることがあります。

※現況届の提出がない場合、6月分以降の手当を受けられない場合があります。

受付期間 6月1日(月)～30日(火)

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

受付場所 児童課(市役所2階)

なお、下表のとおり出張受付を行います。

※6月13日(土)、21日(日)は児童科学館のみでの受け付けとなります。

持ち物

- ・受給者あて通知書(現況届)
- ・印鑑(朱肉を使うもの)
- ・厚生年金等加入の方は受給者の方の健康保険被保険者証の写しまたは、年金加入証明書
- ・振込口座を変更される方は、受給者名義の銀行預金通帳

- ・平成27年1月2日以降に津島市に転入された方は、平成27年度児童手当用所得証明書(平成27年1月1日に住民票のあった市町村で発行したものの)

問合 児童課児童・保育G

内線22233・22224

平成27年度子育て世帯臨時特例給付金の申請について

消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行います。

対象

- ・津島市で平成27年6月分の児童手当を支給される方(特例給付は除く)
- ・所属庁で証明を受けた公務員の方

支給額 対象児童1人につき3千円

受付期間 6月1日(月)～12月1日(火)

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

児童手当・子育て世帯臨時特例給付金出張受付会場一覧表

受付場所	日 程	受付時間
市役所1階 会議室	6月 1日(月)～ 5日(金) 8日(月)～10日(水)・12日(金) 15日(月) 22日(月)～26日(金) 29日(月)・30日(火)	午前9時～午後5時
神守支所	11日(水)・16日(火)	午前10時～午後4時
神島田公民館	17日(水)	午後1時～4時
南文化センター	18日(木)	午後1時～4時
中央公民館	19日(金)	午後1時～4時
児童科学館	13日(土)・21日(日)	午前10時～午後4時

受付場所 児童課(市役所2階)

なお、右表のとおり児童手当と合わせて出張受付を行います。

申請方法 児童手当現況届と一体となっている申請書(請求書)欄に記入し、捺印してください。

その他 「子育て世帯臨時特例給付金」の振り込み詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。

問合 児童課児童・保育G

内線22233・22224

各融資制度のご案内

小規模企業等振興資金制度

中小企業者を対象とした運転資金および設備資金を融資する制度です。ただし新規開業者は対象外です。

通常資金

融資対象 従業員50人(商業・サービス業30人)以下の個人、会社、医療法人、企業組合

限度額 5000万円

受付窓口 市内取扱金融機関および津島商工会議所

納税状況の確認

所得税(法人の場合)は法人税、事業税、県民税、市民税を確認します。

小口資金

融資対象 従業員20人(商業・サービス業5人)以下の個人、会社、医療法人、企業組合

限度額 1250万円(既存の保証協会の保証付き融資残高を含む)

受付窓口 市内取扱金融機関、市または津島商工会議所

納税状況の確認 所得税(法人の場合)は法人税、事業税、県民税、市民税を確認します。

※小規模企業等振興資金の相談窓口は「愛知県信用保証協会」

☎0120-4541754

＜くひし＞を育める資金融資制度

教育に係る資金、医療・介護に係る資金、出産・育児に係る資金、自動車に係る資金を必要とする市民を対象とする

融資制度です。

限度額 200万円

融資期間 10年以内

勤労者等住宅資金融資制度

市内に居住する勤労者等に対する、住宅の新築、増改築等の資金、分譲住宅(マンションを含む)および中古住宅の購入資金、住宅用地の購入資金(2年以内)に住宅建築予定のものに限る)のための融資制度です。

限度額 2000万円

融資期間 35年以内

※各制度には、各種融資条件があり、取扱金融機関において融資の審査が行われます。

問合せ いちい信用金庫津島営業部

☎24-9111

東海労働金庫津島支店

☎25-1151

シートベルト着用徹底強化旬間

6月11日(木)～20日(土)

締めやかな

後の席も シートベルト

後部座席のシートベルト着用が義務化されています。後部座席の方もシートベルトを着用すれば、交通事故の被害を軽減することができます。

また、チャイルドシートは、子どもの体格に合い、座席に確実に固定できる物を選び、取り付けは後部座席をおすすめします。チャイルドシートの正しい

取り付けが子どもの命を守ります。

問合せ 地域・安全課地域コミュニケーションG

内線2362

情報公開・個人情報保護制度の実施状況

過去2年間の実施状況を公表します。

情報公開制度

皆さんと市との信頼関係を深めるため、行政情報を広く公開する制度です。

実施状況		25年度	26年度
請求件数		74	41
処理状況	公開	14	20
	部分公開	21	9
	非公開	10	0
	不存在	23	10
	取下げ	6	2
不服申立		なし	

実施機関別の請求件数

実施機関	25年度	26年度
市長	25	12
議長	4	1
教育委員会	13	13
選挙管理委員会	4	1
公平委員会	4	1
監査委員	4	1
農業委員会	4	2
固定資産評価審査委員会	4	1
消防長	8	6
公営企業(上下水道部)	4	3

※請求により、市の保有する行政文書の開示を求めることができます。

個人情報保護制度

市が保有する個人情報を通正に取り扱い、市民の権利利益を保護するための制度です。

※個人情報の本人は、その取り扱いの状況を確認するため、自己情報の開示、訂正および利用停止を求めることができます。

実施状況		25年度	26年度
開示請求件数		21	28
処理状況	開示	15	24
	一部開示	1	3
	不開示	1	1
	不存在	3	0
	取下げ	1	0
訂正の請求		なし	
利用停止の請求		なし	
不服申立		なし	

実施機関別の請求件数

実施機関	25年度	26年度
市長	19	27
農業委員会	1	0
消防長	1	1



問合せ

総務課庶務G 内線2351

プレミアム付商品券

20%のプレミアム付「つしま商品券」の販売を行います。

現在、実施に向けて関係機関と協議を進めており、「市政のひろば」7月号に詳細を掲載します。

問合せ つしま商品券発行事務局(津島商工会議所内) ☎28-20000



国民健康保険からのお知らせ
所得申告のお願い

国民健康保険税の所得割額や高額療養費の1カ月あたりの自己負担限度額の区分の判定などは、前年の1月から12月までの1年間の所得をもとに決められます。

所得の申告をされないと、国民健康保険税が割高に算定されることや、高額療養費の自己負担限度額が上位所得者と判定されることがあります。

国民健康保険に加入されている方で、収入が無かった、少なかったなどの理由で申告をされていない方は、必ず所得申告をしてください。

なお、公的年金収入や給与収入があった方は申告の必要はありません。

問合せ 保険年金課国民健康保険G

内線2125~2129

ご存知ですか？福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、下表に該当する方が医療機関にかかる場合、医療保険の自己負担額が無料になる制度です。

この制度を利用するには、受給者証の交付を受けるなど申請が必要です。該当される方は、早めに手続きをしてください。

問合せ 保険年金課医療・年金G 内線2123・2124

助成内容

区分	対象		助成内容	新規の申請手続きに必要なもの	備考
	受給資格	所得等制限			
子ども医療	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児から小学校3年生(9歳に達する年度末)まで 入院のみ中学校卒業(15歳に達する年度末)まで(※償還払) 	無	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、健康保険証 	生活保護法など公的制度で医療費の助成をすでに受けている方は対象になりません。
	<ul style="list-style-type: none"> 小学校4年生から18歳に達する年度末まで(上記の場合を除く) 	有 市民税所得割額5万円以下			
障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級から3級、4級の腎臓機能障害または4級から6級の進行性筋萎縮症の方 療育手帳(A・B判定)の方 自閉症状態と診断された方 	無	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、健康保険証 身体障害者手帳または療育手帳 自閉症状態については医師の診断書 	
母子・父子家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> 18歳に達する年度末までの児童(以下「18歳以下の児童」という)を現に扶養する母子家庭の母、父子家庭の父 上記の母、父が扶養する18歳以下の児童 父母のいない18歳以下の児童 	有 児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、健康保険証 母子・父子家庭を証する書類(児童扶養手当、遺児手当の各証明書等) 平成27年1月2日以降に他市町村から転入の方は、前住所地での市町村民税課税証明書が必要です。 	
精神障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳に、障がい等級が1級または2級である者として記載されている方(※償還払) 	無	<ul style="list-style-type: none"> 精神病床への入院に支払った医療保険の自己負担額 指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内) 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、健康保険証 精神障害者手帳、自立支援医療受給者証の写し 	
	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療費を支給する旨の認定を受けた方 				
後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> 75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上で次の要件に該当する方 障がい者、および母子・父子家庭の父母で各福祉医療の受給要件に該当する方 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者 精神障がい者、結核患者で公費負担の受給要件に該当する方 精神障害者保健福祉手帳に、障がい等級が1級または2級である者として記載されている方 市民税非課税世帯に属するねたきりの方および重度、中度の認知症状態にある方 自立支援医療費を支給する旨の認定を受けた方(※償還払) 	一部有 母子・父子家庭の父母の方は児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額 ねたきりの方および認知症の状態にある方は市民税が非課税の世帯	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険の自己負担額ただし、自立支援医療認定による該当者は、指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内) 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、健康保険証(障がい者の方は障がい者医療と同様、母子・父子家庭の方は母子・父子家庭医療と同様、精神障がい者の方は精神障害者手帳、自立支援医療受給者証の写し) 	

※償還払…一度医療機関で自己負担額を支払った後、後日市への請求により医療費の支給を受ける方法。